

会計年度任用職員の募集要項
【パートタイム会計年度任用職員】

『※令和8年度の非常勤職員（特別職非常勤職員、会計年度任用職員）の募集に関しては、令和8年度予算成立の状況によって、募集の中止や採用の取り消しをすることもありますので、ご了承ください。なお、令和8年度予算は、例年3月の門真市議会第1回定例会の議決を経て決定する予定です。』

職種/募集人数	障がい福祉課のケースワーク業務 1人
職務内容	障がい者のケースワーク業務対応
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
試用期間	あり ※任用1箇月は条件付採用となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
受験資格	パソコン操作のできる方で、次の資格を所持する人 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を持っている人
勤務日	週4日（土日祝日を除く。週休日は応相談。）
勤務時間	9時～17時（休憩時間45分）
勤務場所	門真市役所 保健福祉部 障がい福祉課
報酬等	時給1,592円から（勤務実績による。） 費用弁償（交通費）、期末手当、勤勉手当（※支給には一定の条件を満たす必要があります。）
休暇	年次有給休暇、特別休暇等 ※任用期間によります。
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
社会保険	健康保険・厚生年金・雇用保険 ※加入には要件があります。
兼業	原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定は適用されますので、兼業について報告する必要があります。

- ・地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する者は受験することができません。
 - 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 門真市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者